

資料提供

令和6年10月10日

課名 財政課

担当者 星野

電話（内線） 082-513-(2293)

補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年度
広島県一般会計予算の補正について、専決処分を行いました。

補正予算の概要については、県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zaiseiyosann/061009senketu.html>

（トップページ＞組織で探す＞財政課＞補正予算＞予算の専決処分について）